

事務連絡
平成21年2月25日

各〔 都道府県
政令市
特別区 〕 衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における感染性角膜炎等の集団発生について

今般、東京都内の医療施設において、レーシック手術（エキシマレーザーによる角膜屈折矯正手術）を受けた患者の内67名に、医療器具の滅菌処理が不十分であったことなど、衛生管理の不徹底が原因であることが疑われる感染性角膜炎等の集団発生の事態が生じ、別添のとおり報道発表が行われたところです。

貴課におかれましては、レーシック手術を行う無床診療所を含め、管下の医療施設に対し、下記の関係法令等を参考に、改めて院内感染防止体制の徹底について指導を行うようお願いいたします。

参考

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10
- (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号
- (3) 「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知）

（留意事項）本事務連絡の内容について、貴管下の無床診療所を含む医療施設の管理者、医療安全管理者、院内感染対策担当者等に対し、周知・徹底されるようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省医政局指導課 清
電話：03-3595-2194
FAX：03-3503-8562

平成21年 2月25日
中央区保健所

医療機関における感染性角膜炎等の集団発生について

中央区内の医療機関（診療所）において、患者に医療行為における衛生管理の不徹底が原因と疑われる感染性角膜炎等の集団発生がありました。

これに対して中央区では、中央区保健所が当該医療機関の立入調査を行いました。その結果、衛生管理に問題が認められましたので、施設の全面的な使用の制限をするとともに、健康被害の状況の確認と原因究明を行っています。今後はさらに調査を続けるとともに再発防止の徹底について指導を行います。

【現在までに確認されている集団発生の状況】

銀座眼科でレーシック手術を受けた患者639名の内67名の患者に感染性角膜炎等の集団発生がありました。

- 1 医療機関名 銀座眼科
- 2 所在地 中央区銀座六丁目6番1号 風月堂ビル6階
- 3 電話番号 03-6254-6900
- 4 管理者 溝口 朝雄（みぞぐち ともお）
- 5 開設年月日 平成18年8月1日
- 6 患者の状況（平成21年2月23日現在）
感染性角膜炎等の発症患者数 67名（内入院1名）
- 7 現在までに確認されている患者の発症時期
平成20年10月～平成21年2月
- 8 発生原因
医療器具の滅菌処理が不十分であったことなど衛生管理の不徹底が疑われる。

※ レーシック手術とは、角膜屈折矯正手術の一種で、目の表面の角膜にエキシマレーザーを照射し、角膜の曲率（形）を変えることにより、屈折率を変え視力を矯正する手術です。

【問い合わせ先】

中央区保健所生活衛生課
生活衛生課長 町田
電話 03-3541-5968